

厚生労働大臣談話

平成23年3月23日

本日、東京地方裁判所において、イレッサ訴訟に関し、国一部敗訴の判決がありました。

現時点では、判決の具体的内容を十分把握していませんが、国の主張が認められず厳しい判決であると考えています。これに先立つ2月25日の大阪地裁判決では国の責任は認められていないことも踏まえ、今後の対応については、判決内容を十分精査し、関係省庁と協議の上、決定したいと考えています。

イレッサの副作用によって、苦しみを受けられた方々へお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福を、心よりお祈り申し上げます。また、ご家族の苦しみ・悲しみに思いを致すところです。

イレッサ訴訟を巡っては、去る1月7日に東京・大阪地方裁判所から和解勧告が示されて以来、各方面からさまざまな御意見をいただきました。いずれにも共通するのは、今回の事案に学び、医療・医薬品行政の向上を求める切実な声と受け止めています。

国としては、判決の如何にかかわらず、すべてのがん患者の方々のため、そして医療・医薬品行政全体の向上のため、政策課題への取組を着実に実施してまいります。

これらの取組の全体像については、近日中にお示ししたいと考えていますが、薬事法改正等の検討については、昨日、第1回医薬品等制度改正検討部会を開催しました。今後、議論を本格化してまいります。国民の皆様が自ら受ける医療について、より理解を深め、納得した上で選択できる環境を整備していくため、来年の通常国会への改正法案提出を視野に入れつつ、速やかに結論を得るべく検討してまいります。

本日の判決を契機とし、すべてのがん患者の方々のために、政策課題への取組に全力を傾注することを、再度国民の皆様にお約束いたします。

なお、裁判所の和解勧告に関する学会の見解公表経緯については、検証チームを立ち上げ、調査を進めています。できる限り早期に終え、結果を御報告したいと考えています。